

審査基準及び標準処理期間

所属名	総合政策環境部大学政策課
内線番号	4526

No.	項目	内容
①	処分名	公立大学法人の設立認可
②	法令名	地方独立行政法人法
③	法令番号	平成15年7月16日法律第118号
④	根拠条項	第7条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(設立) 第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
⑦	審査基準	公立大学法人の設立、定款の変更、開催及び合併の認可の基準
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) —
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	—
⑫	問合せ	大学政策課大学政策係(075-414-4526)
⑬	備考	